



こちら119

発行 三井消防署
☎72-5101(代)

秋の火災予防週間

毎年、11月9日から15日まで全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を呼びかけています。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント — 3つの習慣、4つの対策 —

3つの習慣

- **寝たばこ**は、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



住宅用火災警報器とは？



火災の煙や熱を感知して、住宅内の人に**警報音**や**音声**で**火災の発生を知らせる装置**です。いち早く火災の発生を知ることによって逃げ遅れを防止し、**火災からあなたを守ります。**

○消防法の改正により、個人住宅の寝室に住宅用火災警報器の設置が平成18年6月1日より義務付けられました。

なお、**既存住宅は、平成21年5月31日までに設置が必要**となります。

住宅用警報器の設置および維持の方法については、条例で基準が定められています。

※住宅用火災警報器は、防災設備取扱店やホームセンターなどで取り扱っているところもあります。

購入する目安として、日本消防検定協会の検査に合格した鑑定（NS）マークがついているものを推奨します。